

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和42年3月21日から平成12年2月28日までAグループ関連会社に継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和45年4月1日にB社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年5月1日にA社の被保険者資格を取得したことであり、1か月の空白が生じている。

この時期は、B社からA社へ異動した時期であり、退職はしていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含むA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚及びAグループ関連会社における被保険者記録が継続していることが確認できるA社本部の元人事課長の回答などから判断すると、申立人は、Aグループ関連会社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年5月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

A社は既に事業を廃業しているため確認できないが、同社における厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は一致することから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って資格取得日を昭和45年5月1日と記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月10日から同年12月1日まで

私は、入社から退職まで一貫して関連の会社で勤務しており、申立期間当時は、A社に籍を置きながら、新設のB社C営業所で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C営業所で一緒に勤務していたとする元同僚二人の厚生年金保険の被保険者記録及び当該元同僚二人の供述から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和36年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年8月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料及び情報等が全く存在しないため不明としているが、申立期間に事業主から提出されるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和36年9月10日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 25 日から平成 4 年 4 月 11 日まで
② 平成 11 年 1 月 4 日から 13 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②においてA社に勤務していたが、当該期間の標準報酬月額が実際の給与月額より低い額となっているので、給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額と給与支給額との相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録の訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①について、申立人が所持している預金通帳に記載されている申立事業所からの振込額及び雇用保険受給資格者証に記載されている賃金日額（7,982 円）から試算した離職前 6 か月間の申立人の平均給与月額（約 24 万円）は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①当時、申立事業所から給与明細書を交付されたことはないと主張しているところ、複数の同僚も当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、申立事業所も賃金台帳等の関連資料を保管していないことから、当該期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の

控除額を確認することができない。

また、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、標準報酬月額に記載に不自然な形跡は見当たらず、当該被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、オンライン記録において、標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

さらに、申立事業所が保管している昭和 58 年 10 月及び 59 年 10 月定時決定に係る健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持している平成 13 年 10 月分給与明細書に記載されている給与月額（28 万 6,024 円）及び 13 年分給与所得の源泉徴収票から試算した給与月額（約 25 万円）は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書に記載されている保険料控除額（1 万 4,747 円）は、オンライン記録の標準報酬月額（17 万円）に基づく保険料額と一致しており、当該源泉徴収票から試算した平成 13 年 1 月から同年 10 月までの保険料控除額も、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額とほぼ同額であることから、特例法によるあっせんは行わない。

また、申立人は、平成 13 年 10 月分給与明細書以外の申立期間②に係る給与明細書を所持していないところ、複数の同僚も当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、申立事業所も賃金台帳等の関連資料を保管していないことから、当該期間に係る申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間②の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間①及び②における保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から同年8月21日まで

私は、昭和20年1月にA社B事業所へ船員として入社し、22年6月まで同社が所有するC丸に乗船していたのに、船員保険の被保険者資格の取得日は20年8月21日となっている。

C丸と一緒に乗船していた船長及び機関長の姓を記憶しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和27年2月22日付けの履歴書には、申立人の主張どおり「昭和20年1月B事業所船員として入社」との記載が確認できる。

しかしながら、申立人は船員手帳を所持していないことから、申立人が申立期間に乗船していた船舶及び乗船期間を確認できない上、A社が所有するC丸に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は無く、申立人が一緒にC丸に乗船していたとする船長及び機関長の姓も確認できない。

また、前述の被保険者名簿には、申立期間当時に船員保険被保険者期間がある4人の記録が確認できるものの、申立人は当該4人の氏名に心当たりがないとしている上、4人は既に死亡しており、A社が所有する他の船に係る船名別被保険者名簿及び船名別になっていない同社に係る被保険者名簿において、申立人が一緒に乗船したとする船長又は機関長と同姓の者が5人確認できるところ、当該5人も既に死亡しており、供述を得ることができない。

さらに、申立人がA社に入社したときに既に勤務していたとして姓を挙げている4人は、前述の船名別になっていない被保険者名簿において、全て申立期間後に被保険者資格を取得（3人は昭和21年8月2日、一人は22年12月1日）していることが確認でき、当該4人の船員保険被保険者台帳を見て

も、A社に係る申立期間の被保険者記録は確認できない上、4人は既に死亡しており、供述を得ることができない。

加えて、A社本社は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。」と回答している上、船名別になっていない被保険者名簿において、昭和20年1月1日から同年12月31日までに被保険者資格を取得している26人（申立人を除く。）のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、一人から回答が得られたが、当該一人は、「私は、申立人もC丸も知らない。」と回答している。

その上、A社に係る申立人の船員保険の被保険者記録は、船名別になっていない被保険者名簿において、昭和20年8月21日に被保険者資格を取得し、22年6月10日に資格を喪失したと記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。